

# 正 誤 表

平成23年 6 月30日

ご購入いただきました図書に下記の誤りがありました。お詫びすると共に、お手数ですがご訂正下さいますようお願い申し上げます。

## 管工事施工管理技術テキスト 改訂第7版 技術編 I

頁	訂正箇所	誤	正	備考																																																																																				
8	下から5行目	$ETD_n = \sum_{J=0}^{23} \{\Phi_J \cdot (SAT_{n-J} - t_r)\} / K - t_r \dots$	$ETD_n = \sum_{J=0}^{23} \{\Phi_J \cdot (SAT_{n-J} - t_r)\} / K \dots$																																																																																					
253	図6.3-3 下図の右上	≦60m	≦30m																																																																																					
350	表5.1-2 大便器（公衆用）の器具排水負荷単位数の欄	6, 8	6, 8 <sup>*</sup>																																																																																					
	表5.1-2 小便器（ストール大型）の器具排水負荷単位数の欄	4, 5	4, 5 <sup>*</sup>																																																																																					
	表5.1-2の欄外に追加	※使用頻度が高い場合に用いる。																																																																																						
392	表6.7-2 特殊消火設備の設置基準を差替え	<p>表 6.7-2 特殊消火設備の設置基準（消防令第13条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">防火対象物または部分</th> <th rowspan="2">運用範囲</th> <th colspan="5">設置すべき消火設備</th> </tr> <tr> <th>水噴霧消火設備</th> <th>泡消火設備</th> <th>不活性ガス消火設備</th> <th>ハロゲン化物消火設備</th> <th>粉末消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自動車の修理、整備場</td> <td>地階、2階以上</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路の用に供される部分</td> <td>屋上部分</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>屋上以外の部分</td> <td></td> <td></td> <td>屋上部分のみ移動式のみ</td> <td></td> <td>屋上部分のみ移動式のみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駐車場</td> <td>地階、2階以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>屋上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械式駐車場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機、変圧器などの電気設備室</td> <td>床面積200㎡以上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信機器室</td> <td>床面積500㎡以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分</td> <td>床面積200㎡以上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○：適用できる消火設備を示す。</p>			防火対象物または部分	運用範囲	設置すべき消火設備					水噴霧消火設備	泡消火設備	不活性ガス消火設備	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備	自動車の修理、整備場	地階、2階以上		○	○	○	○	1階						道路の用に供される部分	屋上部分	○	○	○		○	屋上以外の部分			屋上部分のみ移動式のみ		屋上部分のみ移動式のみ	駐車場	地階、2階以上						1階	○	○	○	○	○	屋上						機械式駐車場						発電機、変圧器などの電気設備室	床面積200㎡以上			○	○	○	通信機器室	床面積500㎡以上						ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分	床面積200㎡以上			○	○	○
防火対象物または部分	運用範囲	設置すべき消火設備																																																																																						
		水噴霧消火設備	泡消火設備	不活性ガス消火設備	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備																																																																																		
自動車の修理、整備場	地階、2階以上		○	○	○	○																																																																																		
	1階																																																																																							
道路の用に供される部分	屋上部分	○	○	○		○																																																																																		
	屋上以外の部分			屋上部分のみ移動式のみ		屋上部分のみ移動式のみ																																																																																		
駐車場	地階、2階以上																																																																																							
	1階	○	○	○	○	○																																																																																		
	屋上																																																																																							
	機械式駐車場																																																																																							
発電機、変圧器などの電気設備室	床面積200㎡以上			○	○	○																																																																																		
通信機器室	床面積500㎡以上																																																																																							
ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分	床面積200㎡以上			○	○	○																																																																																		

管工事施工管理技術テキスト 改訂第7版 技術編Ⅱ

頁	訂正箇所	誤	正	備考																	
327	下から7～8行目	d) Vベルト駆動の送風機は、原則としてVベルトの回転方向がベルトの上側引張りではなく、 <u>ベルトの下側引張りとなるように電動機回転方向を決定する。</u>	d) Vベルト駆動の送風機は、Vベルトの回転方向で <u>ベルトの下側引張りとなるようにする。</u>																		
412	表内の右上部分 施工順序の項目、上から1つ目	1. 保温筒 2. 鉄線 3. <u>ポリエチレンフィルム</u> 4. <u>合成樹脂製カバー</u>	1. 保温筒 2. 鉄線 3. <u>合成樹脂製カバー</u>																		
	表内の右上部分 施工順序の項目、上から2つ目	1. 保温筒 2. 鉄線 3. <u>ポリエチレンフィルム</u> 4. <u>原紙</u> 5. <u>アルミガラスクロス</u>	1. 保温筒 2. 鉄線 3. <u>原紙</u> 4. <u>アルミガラスクロス</u>																		
403	表5.5-18 左の表を差替え (※右図は修正なし)	<p style="text-align: center;">表 5.5-18 送風機に接続するときのたわみ継手の長さ (L) (mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>送風機 No.</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間隔[mm]</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>				送風機 No.	1	2	3	4	5	6	7	間隔[mm]	150	150	150	200	200	250	250
送風機 No.	1	2	3	4	5	6	7														
間隔[mm]	150	150	150	200	200	250	250														
413	下から4行目	3. ステンレス鋼板製のタンク類はエポキシ系塗装により…	3. ステンレス鋼板製のタンク類 ( <u>SUS444を除く。</u> ) はエポキシ系塗装により…																		

管工事施工管理技術テキスト 改訂第7版 法規編

頁	訂正箇所	誤	正	備考
267	法第12条第3項・ 第4項・第7項	<u>特別管理産業廃棄物</u>	産業廃棄物	
276	法第12条の2第5項 上から1行目	…次項及び第 <u>5</u> 項において同じ。)	…次項及び第 <u>7</u> 項において同じ。)	
278	則第8条の19 上から1行目	… (法第15条の4の <u>6</u> 第2項において…	… (法第15条の4の <u>7</u> 第2項において…	